

規制の事前評価書（簡素化）

法律又は政令の名称：民間事業者による信書の送達に関する法律施行規則の一部を改正する省令案

規制の名称：一般信書便役務のうち 25 グラム以下の定形郵便物と同じ大きさ及び形状の信書便物の料金の上限額の見直し

規制の区分：新設、改正（拡充、緩和）、廃止 ※いずれかに○印を付す。

担当部局：総務省情報流通行政局郵政行政部郵便課・信書便事業課

評価実施時期：令和5年12月

1 簡素化した規制の事前評価の該当要件

① 簡素化した規制の事前評価の該当要件

規制の事前評価を行うことが義務付けられている政策のうち、以下の表1に掲げる i ~ vii のいずれかの要件に該当する政策は、簡素化した評価手法を適用できる。

簡素化した規制の事前評価を行う場合、該当する要件を明らかにした上、当該要件を満たしていることをいずれかの項目において説明すること。

該当要件：ii

※ 以下の表1を確認の上、該当する要件の番号を記載すること。

表1：簡素化した規制の事前評価の該当要件

番号	該当要件
i	規制の導入に伴い発生する費用が少額 遵守費用が年間10億円（※）未満と推計されるもの。 ※ 設備投資に関しては、一定の設備投資を伴う規制の場合は、初年度を中心とした設備投資額の総額を対象とする。また、初期の設備投資を必要としない規制の場合は、10年間程度の設備の維持管理費用の総額を目安とする。 ● 「3. 直接的な費用の把握」④において、金銭価値化した遵守費用を記載すること。
ii	規制緩和措置であり、副次的な影響が無視できるもの ・ 副次的な影響が十分に小さいことが予想されるもの。 ・ 副次的な影響を小さくするための行政による監視措置が十分に考慮されているもの。ただし、行政費用が大きく増加することが予想される場合は、簡素化した評価の中で、行政費用は可能な限り定量化して推計することが望まれる。 ● 「4. 副次的な影響及び波及的な影響の把握」⑥において、副次的な影響（社会に対する負の影響）が小さいことを記載すること。

iii	<p>国際条約批准に伴う規制であって裁量余地のないもの</p> <p>国際条約の批准に伴い、我が国において履行するため導入することとした規制であって、批准国として裁量の余地がなく機械的に整備するものであるもの。</p> <p>● 「2. 規制の目的、内容及び必要性」③において裁量余地がないこと及び「3. 直接的な費用の把握」④において金銭価値化した遵守費用の推計を記載すること。</p>
iv	<p>国内法に基づく下位法令により導入される規制であって裁量余地のないもの</p> <p>我が国の法律により規制を導入されることが決定されているものの、具体的要件については政令に委任されていることに伴い導入される規制であって、裁量の余地がなく機械的に整備するものであるもの。</p> <p>● 「2. 規制の目的、内容及び必要性」③において裁量余地がないこと及び「3. 直接的な費用の把握」④において金銭価値化した遵守費用の推計を記載すること</p>
v	<p>科学的知見に基づき導入される規制であって、行政裁量の余地がないもの</p> <p>研究者等専門家の知見や実証実験結果といった科学的知見を根拠に導入される規制であって、その内容、度合い等について行政の裁量余地がないもの。</p> <p>ただし、規制の導入により副次的な影響（重要な効果（便益）の喪失、重要な行動変容（代替）等）（※）が発生する可能性があるものについては適用しない。</p> <p>※ 例えば、ある物質を規制することで、これまで医療用途など有益な用途に使っていたものが使えなくなる、代替された別物質がまた異なる影響を及ぼす可能性が高いなどが想定される。</p> <p>● 「2. 規制の目的、内容及び必要性」③において科学的知見の根拠並びに裁量余地がないこと及び「4. 副次的な影響及び波及的な影響の把握」⑥において副次的な影響（重要な効果（便益）の喪失、重要な行動変容（代替）等）がないことを記載すること。</p>
vi	<p>何らかの理由により緊急時に導入することとされたもの</p> <p>事前評価に時間を割けない合理的理由がある場合に、避難的措置として、簡素化した評価を実施し、最低限の説明責任を果たすもの。ただし、一定期間（3か月～半年程度経過）後に、本来行われるべき事前評価を行うものとする。</p> <p>● 「2. 規制の目的、内容及び必要性」③において、緊急的に導入する理由を記載すること。</p>
vii	<p>規制を導入する時点では、規制の対象・範囲が予測又は特定できないもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害発生時に発動される規制のように、事態発生を想定して事前に導入する規制の場合、これは、発生しない限りはその適用度合い等が予測できず、十全の事前評価を行うことに限界があるもの。 ・ 消費者や商取引者の保護のため、適切な商取引を確保することを意図した規制のように、規制の導入の際にあらかじめ違法又は脱法による商取引を行っている者の総数等を把握することが困難なもの。 <p>● 「2. 規制の目的、内容及び必要性」③において、規制の対象・範囲が予測又は特定できない理由を記載すること。</p>

2 規制の目的、内容及び必要性

② 規制を実施しない場合の将来予測（ベースライン）

「規制の新設又は改廃を行わない場合に生じると予測される状況」について、明確かつ簡潔に記載する。なお、この「予測される状況」は5～10年後のことを想定しているが、課題によっては、現状をベースラインとすることもあり得るので、課題ごとに判断すること。
(現状をベースラインとする理由も明記)

民間事業者による信書の送達に関する法律施行規則（平成15年総務省令第27号。以下「信書便法施行規則」という。）第23条では、一般信書便役務のうち25グラム以下の定形郵便物（注）と同じ大きさ及び形状の信書便物の料金の上限額を定めている。この上限額は、軽量の信書の送達の役務が国民生活において果たしている役割の重要性、国民の負担能力、物価その他の事情を勘案して定めることとしており、これらを勘案した結果、現在、当該上限額については、郵便法施行規則（平成15年総務省令第5号）第23条に規定する25グラム以下の定形郵便物の料金の上限額と同額にしている。

当該郵便物の料金の上限額に関して、近年のデジタル化の進展に伴い、郵便事業を取り巻く環境は厳しく、特に、25グラム以下の定形郵便物については、現在の料金では事業の存続が困難な状況であることから、同事業存続のため、郵便法施行規則に規定する25グラム以下の定形郵便物の料金の上限額を変更する予定である。

そこで、今回は、信書便法施行規則に規定する一般信書便役務のうち25グラム以下の信書便物の料金の上限額の設定について、当該郵便物の料金の上限額の変更を勘案しないことにより、一般信書便事業の制度の維持が困難になる場合をベースラインとする。

(注)：郵便物であって次の基準を満たすもの。

- ① 表面及び裏面が長方形で、その大きさが長さ十四センチメートルから二十三・五センチメートルまで、幅九センチメートルから十二センチメートルまでのものであって、厚さが最も厚い部分において一センチメートルを超えないもの。
- ② 次のいずれかに該当するもの（日本郵便株式会社が定める郵便物の包装その他の形状の条件を具備しないものを除く。）。
 - イ 封筒若しくは袋を用いて又はこれに代わるもので包装し、その納入口又はこれに相当する部分の全部を送達中容易に開かないように封じたもの。
 - ロ 包装しなくても送達中にき損せず、他の郵便物に損傷を与えないもの。

③ 課題、課題発生の原因、課題解決手段の検討(新設にあつては、非規制手段との比較により規制手段を選択することの妥当性))

課題は何か。課題の原因は何か。課題を解決するため「規制」手段を選択した経緯(効果的、合理的手段として、「規制」「非規制」の政策手段をそれぞれ比較検討した結果、「規制」手段を選択したこと)を明確かつ簡潔に記載する。

【課題及び課題の発生原因】

郵便法(昭和22年法律第165号)第4条第2項に規定する信書(特定の受取人に対し、差出人の意思を表示し、又は事実を通知する文書)の一つである郵便物(日本郵便株式会社(以下「日本郵便」という。)の郵便のサービスにより送達される信書)の引受物数は、平成13年度をピークに毎年減少しており、近年では、スマートフォンやSNSの普及等デジタル化の進展、国民の生活スタイルの変化等に伴い、今後も大きな減少が見込まれ、日本郵便の営業収益の減少傾向が継続することが見込まれる。

また、日本郵便においては、賃金引上げの実施や、燃料価格をはじめとする物価の高騰を適切に委託料等に反映することは、社会的な要請になっており、直近で大幅な営業費用の改善は極めて困難である。

今後も郵便事業の営業損益の見通しは非常に厳しく、郵便事業の安定的な提供を継続するためには、早期の郵便料金の見直しを行う必要があり、特に25グラム以下の定形郵便物については現在の料金では事業の存続が困難な状況であることから、郵便法施行規則に規定する25グラム以下の定形郵便物の料金の上限額を引き上げる予定である。

【課題解決手段の検討】

- ・ 郵便事業及び一般信書便事業は、法律上、あまねく公平に提供(全国均一料金、全国公平な提供)し、公共の福祉の増進を図ることを目的としている点で一致しており、一般信書便事業については、その際、郵便法と一体となって、利用者の選択の機会の拡大を図ることとしている。そして、郵便事業及び一般信書便事業のうち、いずれも省令に定める基準(大きさ及び形状)に適合し、25グラム以下のものに係る料金の上限額は、前記②(ベースライン)に記載したように同様の事情を勘案して定めることとしている。
- ・ このように、法令上、一般信書便役務には、日本郵便に課している規律と同等の規律を課していることから、一般信書便役務のうち25グラム以下の定形郵便物と同じ大きさ及び形状の信書便物の料金の上限額の設定に当たっては、次の2点を考慮する必要がある。
 - ① 一般信書便事業者が、採算性の高い地域又は特定の需要者層に特化した形で事業を行うこと(クリームスキミング)の防止
 - ② 郵便の役務を提供する日本郵便との間での対等な競争条件(イコールフットィング)の確保
- ・ よって、次のとおり規制を緩和する必要がある。

【規制の内容】

今般、郵便法施行規則に規定する 25 グラム以下の定形郵便物の料金の上限額が 110 円に引き上げられることに伴い、信書便法施行規則に規定する一般信書便役務のうち 25 グラム以下の定形郵便物と同じ大きさ及び形状の信書便物の料金の上限額を 110 円とする。

3 直接的な費用の把握

④ 「遵守費用」は金銭価値化（少なくとも定量化は必須）

「遵守費用」、「行政費用」について、それぞれ定量化又は金銭価値化した上で推計することが求められる。しかし、全てにおいて金銭価値化することなどは困難なことから、規制を導入した場合に、国民が当該規制を遵守するために負担することとなる「遵守費用」については、特別な理由がない限り金銭価値化を行い、少なくとも定量化して明示する。

一般信書便事業者は、信書便法施行規則に基づき、一般信書便役務に関する料金を定め、あらかじめ、総務大臣に届け出なければならない。

令和 5 年 12 月現在、一般信書便事業者として参入している事業者は存在しておらず、今後参入の意向を有している事業者も承知していないため、現時点で新たな遵守費用が発生することは想定されないが、当該届出の費用について、仮に、一の一般信書便事業者が 1 回総務大臣に届出をするため、書類の作成作業や提出作業に 20 時間、担当者 3 人を要するものとする、費用は以下ようになる。

2,592 円（担当者の時給）× 20 時間（作業に要する時間）× 3 人（実際に作業を行うと考えられる人数）＝155,520 円

※ 4,430,000 円（令和 3 年分民間給与実態統計調査（国税庁）の平均給与額（年間））÷ 1,709 時間（令和 3 年度労働統計要覧（厚生労働省）の年間総労働時間数）≒2,592 円

⑤ 規制緩和の場合、モニタリングの必要性など、「行政費用」の増加の可能性に留意

規制緩和については、単に「緩和することで費用が発生しない」とするのではなく、緩和したことで悪影響が発生していないか等の観点から、行政としてモニタリングを行う必要が生じる場合があることから、当該規制緩和を検証し、必要に応じ「行政費用」として記載することが求められる。

本件規制緩和により、民間事業者が一般信書便事業へ参入する際の申請（事業の許可、信書便約款の認可、信書便管理規程の認可）、届出（事業開始届出書）等の手続や審査項目は増加することにはならないため、新たに行政費用は発生しない。また、本件規制緩和の周知については、省

令の公布だけでなく、当省ホームページでの掲載や関係団体に対してメール等により行うことを想定しており、新たに行政費用は発生しない。

4 副次的な影響及び波及的な影響の把握

- ⑥ 当該規制による負の影響も含めた「副次的な影響及び波及的な影響」を把握することが必要

副次的な影響及び波及的な影響を把握し、記載する。

※ 波及的な影響のうち競争状況への影響については、「競争評価チェックリスト」の結果を活用して把握する。

本件は、事業の範囲・方法の制限等新たな規制を課すものではなく、事業者に新たな負担を生じさせるものでもなく、一般信書便事業者の裁量の余地を拡大するための規制緩和であるため、より一般信書便事業者が参入しやすい環境になることが見込まれる。また、日本郵便等との対等な条件下での競争状況となるため、郵便・一般信書便のサービスを利用する者が複数のサービスから利用者にとってより適当なサービスを選択できるようになる可能性がある。

その他、当該料金の上限額の引上げに伴い、当該料金が引上げられた際の家計への影響について、総務省統計局の家計調査結果によると、令和4年の1世帯（二人以上の世帯）当たりの「郵便料」（同調査の「郵便料」には、ゆうパック、ゆうメール等の郵便局で取り扱う荷物も含む。）の消費支出額は3,593円で、世帯全体の年間消費支出額（約349万円）に占める割合は約0.1%であり、家計への影響は僅少である。

5 その他の関連事項

- ⑦ 評価の活用状況等の明記

規制の検討段階やコンサルテーション段階で、事前評価を実施し、審議会や利害関係者からの情報収集などで当該評価を利用した場合はその内容や結果について記載する。また、評価に用いたデータや文献等に関する情報について記載する。

世帯全体の年間消費支出額に占める郵便料の割合については、本件規制の検討段階で利用し、また、本件規制に係る関係者への説明の際に利用した。

6 事後評価の実施時期等

⑧ 事後評価の実施時期の明記

事後評価については、規制導入から一定期間経過後に、行われることが望ましい。導入した規制について、費用及び間接的な影響の面から検証する時期を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。

なお、実施時期については、規制改革実施計画（平成 26 年 6 月 24 日閣議決定）を踏まえることとする。

本改正の施行状況を踏まえ、施行後概ね 5 年以内に事後評価を実施し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

⑨ 事後評価の際、費用及び間接的な影響を把握するための指標等をあらかじめ明確にする。

事後評価の際、どのように費用及び間接的な影響を把握するのか、その把握に当たって必要となる指標を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。規制内容によっては、事後評価までの間、モニタリングを行い、その結果を基に事後評価を行うことが必要となるものもあることに留意が必要

- ・ 一般信書便事業者の参入数
- ・ 一般信書便事業者の一般信書便役務に係る引受信書便物数
- ・ 一般信書便事業者の一般信書便役務に係る売上高
- ・ 参入した一般信書便事業者における、一般信書便役務のうち 25 グラム以下の定形郵便物と同じ大きさ及び形状の信書便物の実際の料金
- ・ 日本郵便の第一種郵便物（封書）及び第二種郵便物（葉書）に係る引受郵便物数
- ・ 日本郵便の第一種郵便物（封書）及び第二種郵便物（葉書）に係る郵便事業の売上高
- ・ 世帯全体の年間消費支出額に占める郵便料の割合